

# 令和4年度事業計画

## 知的財産が支える社会をデザインする！

～弁理士が活躍する未来社会の実現に向けて～

令和3年度は、コロナ渦での会務運営となりましたが、「時代の変化をチャンスに！」をスローガンに、ウェブ会議システムを最大限に活用するなど、工夫をしながら活動を積極的に進めてまいりました。

本年度は、前年度の経験を踏まえ、「知的財産が支える社会をデザインする！」をスローガンとして掲げ、社会的課題を解決する新技術や新サービスを創出する環境を、知的財産が支える社会としてデザインできるように、またニューノーマル時代に向けた取り組みが進む環境変化を踏まえて会務運営を見直し、さらに日本弁理士会の活動の中に国際的課題であるSDGsを位置付け、各事業を推進していきます。

### 第1 はじめに

本年度も続くと考えられる新型コロナウイルス感染症の蔓延は、我が国をはじめ世界全体の経済に多大な影響を与えており、2年以上に亘り、感染拡大の抑制と経済の維持・回復という微妙なバランスの中で各種政策・事業が展開されてきております。

その中でこのコロナ時代を生き抜く方策として「新生活様式（ニューノーマル）」が提唱され、リモートワーク、DX化の促進等が実施されることで、人類の知恵により新しい生活様式が定着しつつあります。

我が国の経済産業においても、DX、AIやIoTなどの新たな技術分野の進展、サプライチェーンの変革、グローバル競争の激化など、大きな転換期を迎えています。

そのような中で、知的財産の活用度の指標となる特許・実用新案の出願件数は、中国や米国など他の先進諸国において増加傾向にある一方、我が国においては低迷しており、引き続き苦しい局面を迎えています。その中でも環境技術については、世界トップの出願件数を有しており、我が国の技術力の高さを示しています。

本年1月には、内閣府より「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」が発表され、企業の事業評価に知的財産を組み込む取り組みも始まっており、企業への知財活用へのアドバイスなど、弁理士が社会に果たす役割は拡大かつ多様化しております。

我が国をはじめ世界全体が大変厳しい環境下であるが故に、熱い気持ちで、弁理士が活躍する未来社会の実現に向けて、本年度も各事業を積極的に展開していきます。

## 第2 事業目標

### 1. ニューノーマル社会・社会ニーズにマッチしたユーザーにとって魅力ある知財制度の実現に向けての積極的な政策提言

知的財産を利活用している我が国の経済産業は、ニューノーマル社会の実現、DX、AI や IoT などの新たな技術分野の進展、サプライチェーンの変革、グローバル競争の激化など大きな転換期を迎え、更に知財を経営資源と位置付けるコーポレートガバナンスコードの導入など、経済産業を支える知的財産の重要性が増加しています。しかも経済産業の変化やそれに伴う社会的構造が変化する中では、知財制度の利活用形態も変化しています。

今後の社会ニーズにマッチしたユーザーにとって魅力ある知財制度を実現し、弁理士が活躍できる環境を構築するため、日本弁理士会が積極的にリーダーシップを発揮し、政策提言をします。

### 2. 経営資源に対する知的財産の重要性の増加を踏まえ、弁理士が活動できる範囲が広がる環境の整備（地域経済の活性化の実現）

知財制度の担い手である「知財専門家」としての弁理士が、十二分に活躍できなければ、知財制度も円滑に機能せず、経済産業も活性化しないと考えます。

経営において知的財産が益々重要視されること踏まえ、弁理士を取り巻く業務環境を改善し、弁理士の活動範囲、業務範囲が広がる環境の整備を推進します。特に、地域の経済活動を弁理士が知的財産の側面から支えるエコシステムの構築・定着を図るべく、地域の特性やニーズに合った会務活動の推進を図り、弁理士が持続的に活躍できる環境整備を図ります。

### 3. 知財制度・弁理士制度を支える日本弁理士会の組織・機能強化

知財制度や弁理士制度の維持・発展には、日本弁理士会の組織的なバックアップが必要不可欠です。

ニューノーマル生活様式へ積極的に適合させるべく、既存の事業・予算や、日本弁理士会の本会と地域会との役割分担を見直し、時代や環境の変化に対応させるとともに、地域に根ざした地域知財の活性化を推進するため、会全体としての組織的・機能的強化を図ります。また本会と地域会との一層の連携強化を図り、地域に根差した地域知財の活性化による地域支援、特に本年度はスタートアップに対する知財支援の強化等の具体的施策を実施します。

更に、これまで友好関係を構築していた海外団体・機関とも、ウェブ会議システムを最大限に利用して、ニューノーマル時代に合致した一層の連携強化を図っていきます。

また、日本弁理士会事務局の組織を見直し、事務局員のウェルビーイングな環境構築を目指します。

#### 4. 将来の弁理士制度を担う若手人材の積極的育成

知財制度を支える弁理士制度が、今後も持続的に発展するためには、弁理士制度を担う人材、特に若手人材の育成が重要です。

昨年度は、若手人材と会長がざっくばらんに話す会を複数回設定し、活発な意見交換を実施して、会務運営に活かしてまいりました。本年度も次世代を担う若手弁理士と意見交換できる機会を多く設けて、迅速に会務運営に反映させていきます。

更に他機関や他国のダイバーシティ関係部署と意見交換を実施し、知財業界、弁理士業界のダイバーシティを推進していきます。

### 第3 基本的考え方

各事業を見直す上での基本的考え方は、以下のとおりです。

#### (1) 費用対効果の評価と事業の低コスト化

全ての事業が、会員からの会費収入を主たる財源として活動している以上、その事業の必要性や経費について全会員に対して説明責任を負っています。このことを考慮すれば、事業の費用対効果の評価することが重要であり、令和3年度同様、例えば、直接対面する事業よりもウェブ会議システムを利用した事業のように、より低コストで有効な事業への転換を図ります。また、予算の廃止が、弁理士による事業活動の停止とならないよう、持続的かつ発展的に活動できるよう事業の立案・運営を図っていきます。

#### (2) 現場重視（地域会の活動環境の整備）

各地域会の活動は日本弁理士会が行う活動の最先端活動であり、国民や一般事業者等に最も近い存在は、地域会です。地域の経済産業を知的財産の側面から支えるエコシステムの構築を図るため、地域会が抱える問題を極力解消し、地域会の活動が最大限に活発化するよう、事業内容や予算の見直しを行います。

#### (3) 事業管理者と事業実施者との分離の原則

効率的な事業活動を行う上で、「自分が企画し、自分が実施する」という形態は、以前の会員数の少ない日本弁理士会では、日常的な光景だったかも知れません。しかしながら、約1万2千人の会員を抱える組織においては、より多くの会員の参加が可能な事業のオープン化が必要です。

このためにも、事業を運営管理する会員（マネージャー）と、講師・相談員等の事業を実施する会員（プレーヤー）とを原則分離し、事業の透明性を高めると共に、より多くの会員に事業活動への参加の機会を提供します。

#### (4) 会員への成果還元を重視

弁理士制度においては、強制加入制度が採用され、日本弁理士会には会員への指導・連絡・監督が義務づけられています。日本弁理士会の責務は、これだけに留まらず、会員の資質向上を図り、弁理士業界全体の活性化を図る役割があると考えます。そのため

には、各委員会等が得た知見は可能な限り会員へタイムリーに還元し、会員全体のスキルアップに寄与していきます。

#### (5) 事務局員のウェルビーイング

会務をスムーズに運営していくためには、事務局員の力が必要不可欠です。日常の勤務環境の中で個々の事務局員にやる気と楽しさが生まれるように、ヒアリングをしながら、事務局の勤務環境の改善を一緒に図っていきます。

## 第4 具体的施策

### 1. スタートアップ支援の強化（スタートアップ知財支援元年：附属機関・委員会等に係る組織間の連携強化）

昨年春に「JPAA 知財サポートデスク」を設置して、中小企業やスタートアップの支援窓口の明確化を図るとともに、本年1月に日本弁理士会は「スタートアップ知財支援元年」を改めて宣言いたしました。これまでもスタートアップや中小企業を支援してまいりましたが、本年度は特にスタートアップ支援に力を入れます。大学発のスタートアップを含め各地域のスタートアップの発展は、地域経済の活性化に繋がり、中でも各地域におけるスタートアップが知財を経営に取り込んで発展していただくことが重要です。

日本弁理士会は9つの地域会があり、各地域会の事業は、日本弁理士会が行う活動の中でも、国民や一般事業者等に最も近い活動です。スタートアップ支援に関しても、昨年度創設した「中小企業知財経営推進本部」を本年度も継続し、スタートアップも対象とすることとして、各地域間の意見交換を密にして支援の連携を図るとともに、VCとの連携も図り、各地域会の活動が活発化できるように、本会と各地域会が一体となって、地域に根ざした地域知財の活性化による地域支援を強化・実施していきます。

#### (1) 「JPAA 知財サポートデスク」の広報周知活動

知的財産経営センターが運営する「JPAA 知財サポートデスク」で受け付ける対象者の範囲を広げ、個人・中小企業からも直接受け付けるようにします。

「JPAA 知財サポートデスク」（商標権取得済み）の認知度向上を図るため、当該名称を各地域会においても使用（例、「JPAA 知財サポートデスク 関東会」等）していただき、中小企業・スタートアップからの問い合わせ先の窓口として統一します。

「JPAA 知財サポートデスク」の窓口設置について各地域会でも広報活動をしていただくとともに、広報センターでも記者会見等を通じて広報活動を実施します。

#### (2) スタートアップ支援

知的財産経営センターが中心となり、スタートアップ支援を強化します。

本年度は地方において3か所、スタートアップ支援に関するシンポジウム(セミナー)を開催します。知的財産経営センターが中心となり、地域会や他の委員会とも連携して

実施します。

特に、ブランディング等の重要性について周知活動を行い、「商標・意匠は弁理士！」との認識を地域に定着する活動を実施します。

さらに、ビジネスプランコンテストについても、スタートアップを対象とするビジネスプランコンテストに参画していきます。

### (3) 弁理士紹介制度の拡充強化

昨年秋から関東会・関西会・東海会でスタートした弁理士紹介制度ですが、本年度は他の地域会にも協力をお願いし、順次規模を拡充・強化を図ります。

(担当：知的財産経営センター、広報センター、地域会)

## 2. 社会構造の変化に合致した知財制度に対する積極的な政策提言の実施

委員会や附属機関等の会内組織を活用し、例えば以下のような項目について、日本弁理士会として積極的に検討し、政策提言や情報発信を行います。また、特許庁や関係団体と連携して制度・運用改正の実現に向けた活動を積極的に行います。

(1) デジタル時代に合致させるとともに社会構造の急速な変化に対応する知財制度の在り方について、関係団体等とも意見交換しながら、関係省庁に政策を提言していくとともに、パブコメ募集については積極的に提出を行います。

(2) 知的財産の新たな利活用についても社会に積極的に情報発信を行うとともに、将来の知的財産法の改正に資する内容を抽出します。

(担当：知財活用検討委員会、知財制度検討委員会、特許・商標・意匠・著作権・不正競争防止法等の実務系委員会、中央知的財産研究所)

## 3. 本会と地域会との連携強化を図り、地域に根差した地域知財の活性化による地域支援の強化

(1) 日本弁理士会による中小企業支援事業を積極的に推し進めるために、中小企業支援の中核組織として、中小企業知財経営推進本部を継続します。中小企業知財経営推進本部は、特許庁・中小企業庁・商工会議所といった日本弁理士会外部の中小企業支援機関との連携を図り、知的財産経営センターおよび地域会といった日本弁理士会内部の組織を統括する役割を担うものであり、更に連携を強化して情報交換を密に行います。

(2) 地域の自治体、中小・ベンチャー・スタートアップ企業、金融機関、大学、農林水産事業者等の連携強化により人材・資金・知財が循環する地域システム（エコシステム）の構築や、地域社会の知財リテラシー向上のための知財活動（知財教育、INPIT等のパテント・デザインコンテスト、地域主催の発明コンテスト等）の推進は、地域経済の活性化に寄与するものであり、ここに弁理士が中核的役割を果たせるよう、地域会への必要な役割分担や予算の流動的運用について検討します。

(3) 近年注目されているデザイン・ブランディング戦略に呼応する意匠・商標を中心とした中小企業・スタートアップ企業への支援の拡充を図るため、特許庁・中小企業庁・商工会議所等との連携を図ると共に、各地域会と協力して積極的な支援を進めます。

(4) 農水知財に関し、各地域会の先生方が地元の農林水産事業者やその従事者に知財の活用を図っていただける活動を強化できるように、本会委員会と各地域会とで連携の強化を図っていきます。

(5) 本会の各組織の役割を会内外に対し明確にし、地域支援の強化の効率向上を目指す。

(担当：執行役員会、知的財産経営センター、知的財産支援センター、商標委員会、農林水産知財委員会、各地域会)

#### 4. 積極的な知的財産支援策の実施

(1) 中小企業支援とともに、新たにスタートアップの知財取得支援に重点を置いて支援を図っていきます。

(2) 昨年創設した商標出願支援を本年度も継続します。

(3) スタートアップ支援として、WIPO グリーンプラットフォームへスタートアップの技術を英訳して掲載できるように支援します。

(担当：知的財産支援センター、知的財産経営センター、国際活動センター)

#### 5. 知財システムのグローバル化を支援及び弁理士が関与できる機会の増加

(1) 知財制度や弁理士制度の国際的な連携強化を図るため、ウェブ会議システム等を積極的に活用し、国際的な関係組織団体間との情報交換やセミナー等を開催して、弁理士のリスキルアップを図ります。

(2) WIPO 等と連携強化を図り、例えば、技術移転のための WIPO グリーンへの積極的参加や、国際標準規格制定（知財マネジメント等）など国際的枠組みへ弁理士が参加していけるように要請していきます。

(担当：国際活動センター)

#### 6. 関連団体との連携強化

多様化・複雑化する知的財産に対し、ユーザーが満足するサービスを提供するには、ユーザー団体、弁理士間、関連士業間、国際的な知財専門家との間の人的ネットワークが不可欠です。

ウェブ会議システム等も活用し、交流の場や情報交換の場をより多くし、お互いの意思疎通を図り、知財業界全体で協力して、より適切な知財制度の実現を図ります。

(1) 内閣府・経済産業省・文部科学省・特許庁等を含め、関連省庁との意見交換会の実施を図り、日本弁理士会の考えを理解いただきます。

(2) 経団連・知財協・商工会議所等との知財団体との意見交換会の実施を強化し、ユーザーニーズを把握するとともに、知財制度の在り方等について議論を深めます。

(3) 中華商標協会と日本弁理士会との連携20周年を記念して、更なる連携強化を図るため、新たに協定を締結します。

(4) 韓国弁理士会との交流40周年を記念して、会員のための記念セミナーを企画・実行します

(5) 新たに日本ベンチャーキャピタル協会と日本弁理士会との連携を構築します。また日本ベンチャー学会とも連携していきます。

(担当：執行役員会、知的財産経営センター、知的財産支援センター、国際活動センター、知財プレゼンス向上委員会、ダイバーシティ推進委員会、執行役員会)

## 7. 弁理士のスキルアップ研修の提供

(1) eラーニング研修やウェブ会議システム等を利用し、時間や空間の垣根を越えた多様な形態の研修を提供していきます。

地域会の研修のeラーニング化・ウェブ配信等を図り、本会研修だけでなく地域会研修についても多くの弁理士が受講できる機会を提供します。

(2) 国内外の関連機関・団体と連携し、各団体等が実施する知財に係る多種多様な研修を弁理士が受講できるようにしていきます。

(3) ハイブリッド研修についての継続研修の在り方について検討を深め、実施できるシステムを構築します。

(担当：研修所、コンプライアンス委員会)

## 8. 事務所経営に対するサポート機能の拡充・強化

(1) 弁理士法人（一人法人）の施行に伴い、合併等を必要とする事務所同士のマッチングの機会の提供を図り、強靱な事務所運営を図るため、新たな業務スタイルの提案・サポートを積極的に行います。

(2) 感染者が発生した事務所へ業務等の支援を行うためのサポート体制についての日本弁理士会内の窓口設置を継続します。

(3) 弁理士会費の納付免除について会員の皆様が利用しやすいような周知方法等の検討を行います。

(4) 弁理士の業務に対する適正な報酬を確保するため、報酬に係る実態調査を行うと共に、業務量や業務の難易度に対応した報酬体系等の提案や会員への周知活動を行います。

(5) 弁理士に期待される社会的役割を弁理士として「誇り」を持って果たすことができるよう、弁理士としての働き方の多様性の検討を行います。

(担当：財務委員会、経営基盤強化委員会)

## 9. 日本弁理士会の組織・機能強化等

(1) 日本弁理士会の事業の見直しや効率化を図り、日本弁理士会としての組織強化や機能強化を実現します。特に、ICT化を促進し日本弁理士会の会務運営及び研修についての事務局業務のスリム化・スマート化などを行います。

また事務局組織について見直し、事務員のウェルビーイングを構築できるように、また楽しく仕事ができる環境を構築していきます。

(2) 非弁行為の取締強化、若手会員・新規独立会員の事務所経営への支援など、弁理士の活動をサポートできる体制整備を積極的に展開します。

(3) 弁理士の社会的地位向上のため、知財制度や弁理士制度に係る対外PR活動を、HPを改修してアピールしやすくし、短期的又は中長期的な費用対効果も考慮しながら積極的に展開します。

(4) ハラスメントについての担当役員を任命し、相談しやすい環境を整備します。

(5) 日本弁理士会が取得する弁理士業務に係る情報を、会員に迅速に提供できる体制の強化を図ります。また、日本弁理士会のホームページを改修して情報を見やすくします。

(6) 企業の事業戦略における知財の重要性を経営層にアピールすると共に、企業内弁理士の社内価値向上を図っていきます。

(7) 執行部と若手の弁理士との間の直接の情報交換の場を構築して、会務運営に反映させます。

(8) 日本弁理士会の委員会等に参画できる機会より多く確保するため、ウェブ会議等を活用し、事務所勤務弁理士、企業内弁理士や地域弁理士の委員会等へのアクセスを行い易くします。

(9) 会員内部への会務活動等の報告を強化します。

(10) 弁理士制度の円滑な運用及び適切な会務運営の実現を図ることを意識し、弁理士登録に関する事務や実務修習・継続研修等の研修事業をはじめ、弁理士法に基づいて日本弁理士会が実施する各種の事務・事業にも継続して取り組みます。

(11) 弁理士制度が持続的に発展していくために、弁理士制度又は知財制度の側面からSDGsを検討し、冊子等に取りまとめ、会員への普及・啓発を図ります。

(12) 各種ガイドラインマニュアル等の見直しの検討を必要に応じて行います。

(担当：総合企画委員会、業務対策委員会、広報センター、知財プレゼンス向上委員会、研修所等を含む全附属機関・委員会、執行役員会)

## 10. 弁理士制度の将来を担う人材、特に若手弁理士への多様な機会の提供

(1) 弁理士制度の将来を担う意欲の高い弁理士（特に、若手弁理士・女性弁理士）に対し、スキルアップや経験の多様化、責任感の醸成等を図るため、会務活動のリーダーのポジションへの積極的な登用を図ります。



(2) 海外機関・海外事務所等の研修や留学に係る情報を提供していきます。

(3) 大学等への弁理士のPR活動

若くて有為な人材がより多く弁理士となることを希望するよう、弁理士の仕事やその魅力について、大学生等にPRする活動を展開します。

(担当：執行役員会、国際活動センター、知的財産支援センター等)

#### 1 1. 日本弁理士会として知的財産の面から社会的課題への積極的な取り組みの実行

(1) 国連サミットで採択されたSDGsを目標としている「2025年大阪・関西万博」に向けて、日本弁理士会も参加企業を支援するための活動を強化します。

日本弁理士会は、2025年に大阪で開催される大阪・関西万博の共創パートナーに昨年なりました。知的財産で社会的課題を解決して、優れた技術等を社会実装するために、関連省庁とも連携しながら中小企業やスタートアップの知財面での支援を強化します。

知的財産支援センターが、2025年大阪・関西万博についての周知活動を教育支援の中で実施していくための具体的な方策を検討し、各地域会に周知を図り、各地域会と連携して、周知活動を展開していきます。

2025大阪・関西万博対応委員会にて、知的財産で社会課題を解決できる優れた技術等を社会実装することができるよう、2025年に向かって中小企業・スタートアップを支援できるような日本弁理士会としての施策を検討し、知的財産経営センターを中心に随時実施していきます。

(2) 意欲のある女性会員を含め様々な会員が能力を発揮し働ける社会の実現のために、ダイバーシティ推進の取り組みを進め、SDGsの考え方に沿った持続可能な社会の実現に取り組みます。

WIPO,UNとの連携を図り、異業種との交流と、ダイバーシティの考え方を日本弁理士会内外に広める活動を強化します。

(担当：2025大阪・関西万博対応委員会、知的財産支援センター、知的財産経営センター、ダイバーシティ推進委員会)